第二十条の三見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「工場又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十四条見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあっては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により使用済燃料の貯蔵の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第三号中「前号の法人」を「前号に規定する法人」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「合併の日」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十四条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により使用済燃料の貯蔵の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第四十三条の六第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第二十四条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第二十七条第一項の表第二号リ(2)(ii)中「最高燃焼度」を「燃焼度」に改め、同表第三号ニからへまでの規定中「第四項」を「第五項」に改め、同表第九号イ中「第三十五条の二の第一項各号」を「第三十五条の二第一項各号」に、「評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同号ロ中「第三十五条の二の第二項第一号」を「第三十五条の二第二項第一号」に、「評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同号ハ中「第三十五条の二の第二項第二号」を「第三十五条の二第二項第二号」に、「計画の対象となる使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄後十年が経過するまでの期間」を「第七項に定める期間」に改め、同表第十二号中「工場又は事業所」を「事業所」に改め、同号イ(1)から(6)まで、同号ロ(1)から(5)まで及び同号ハの規定中「工場又は」を削り、同条第七項中「第六号ハ」の下に「、第九号」を加える。

第二十八条中「保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、」を「規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき」に改め、「保安活動」の下に「（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）」を加える。

第二十八条の五第二号中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料を貯蔵する者」に改める。

第三十二条第一項第一号中「令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が第二十二条に」を「使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で」に改め、「ついて」を「ついての」に改め、同項第二号中「、非常用電源装置」を削る。

第三十五条の二中「（法第四十三条の二十一第一項の規定による届出のあった使用済燃料貯蔵施設を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

第三十六条第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第十二号中「かぎ及び」を「鍵及び」に改め、同号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十八号イ中「さく」を「柵」に改め、同項第二十三号リ中「工場又は」を削り、同条第三項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第三十七条第一項第十九号及び同条第二項第十九号中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料を貯蔵する者」に改める。

第四十一条第二項中「副本二通」を「写し一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十二条第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十三条の三第一項第二号中「工場又は」を削り、同条を第四十三条の二とし、第四十三条の次に次の十三条を加える。

（特定容器等の種類）

第四十三条の二　法第四十三条の二十六の二第一項に規定する使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるものは、第二条第一項第二号ハの使用済燃料貯蔵設備本体のうち、金属製の乾式キャスクとする。

（型式証明の申請）

第四十三条の二の二　法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定容器等の種類

三　特定容器等の名称及び型式

四　特定容器等の構造及び設備

五　特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定容器等の安全設計に関する説明書

二　特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書

3　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明の変更）

第四十三条の二の三　法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由